

保育士等就労奨励金補助金

保育士等の保育施設への就労を促進し、江別市における保育人材の確保につなげることを目的に、事業者が保育士等に対し支給する就労奨励金の一部について、補助金を交付する。（令和8年度開始、令和11年度まで。）

事業者要件

- ・江別市内の認可保育所、認定こども園、地域型保育施設、幼稚園（「保育所等」という。）の運営事業者であること
- ・採用した保育士、保育教諭、幼稚園教諭（「保育士等」という。）に対し、就労奨励金を支給すること

保育士等要件

- ・保育又は教育に従事すること。
- ・月120時間以上常態的に勤務するものであること。
- ・勤務開始後、6か月以上雇用を継続する者であること。
（当補助金の交付を受けた後、6か月経過前に退職した場合、市への補助金返還が発生。）
- ・**加算1・加算2は新卒保育士等（※）が対象。**
（※）「新卒保育士等」とは、市内の保育所等に新たに保育士等として勤務する者で、指定保育士養成施設、又は幼稚園教諭免許状取得のための学校を卒業した年度の末日から1年以内の者をいう。
- ・**基本額は、新卒保育士等以外も対象（ただし、過去に就労奨励金を受けた者は3年間は対象外）。**

補助内容

基本額 （新規就労補助金）

- ・1人当たり5万円上限
- ・補助率1/2
（市1/2、事業者1/2）



加算1 （市内定着奨励補助金）

- ・1人当たり10万円上限
- ・市内の指定保育士養成施設卒業生が対象
- ・補助率10/10（市10/10）



加算2 （実習等奨励補助金）

- ・1人当たり5万円上限
- ・アルバイト（10日以上勤務かつ1か月以上の在籍）又は保育実習経験のある保育所等に就職した者が対象
- ・補助率10/10（市10/10）

- ・事業者が支給した就労奨励金の額を上限に、補助を行う。
- ・事業者が支給する就労奨励金に対し、【基本額】→【加算1】→【加算2】の順番に充当し、補助を行う。
※基本額、加算1、加算2すべてを満たす者に対して支給する就労奨励金に対し、市から最大額の補助を受けるには、事業者は1人当たり20万円以上の就労奨励金を支給する必要がある。

スケジュール

12月：交付申請 ⇒ 1月：交付決定 ⇒ 3～4月：実績報告、補助額確定 ⇒ 5月：補助金支払い
※12月以降も随時、申請受付予定

